

知らないと損！ 農業者年金で税金対策

まず農業者年金ってなに？

サラリーマンの年金 (厚生年金)	報酬比例部分(老齢厚生年金) 国民年金(老齢基礎年金)	2階立て
農業者の年金 (国民年金のみ)	国民年金(老齢基礎年金)	1階立て
農業者の年金(国民年金+農業者年金)	農業者年金 国民年金(老齢基礎年金)	

農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、**自分で2階部分の年金を準備する必要があります。**この2階部分として農業者には**農業者年金**があります。

農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った**保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。**

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その**合計額(最高保険料6万7千円の場合は3人分で241万2千円)**が経営主の所得から控除できます。

保険料の前納納付を活用し、税金対策を。



今年は豊作で収入が良かったな…
だけど税金が多くなるのでは…
なにか節税対策はないかな？

前納すれば翌年1年間の保険料も**全額社会保険料控除**に使える！

注意点

11月15日が前納申し込み期限です。翌年の3月の確定申告で社会保険料控除として申告を考えている場合は、それまでにJAの窓口で申し込みをする必要があります。

よって**11月初旬に今年の売上のチェックが必要！！**

詳しい内容のお問合せは…

お近くの農業委員会・JAへ！！

でも…加入する条件があるんでしょ？

農業者年金 へは…

国民年金
第1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

の方なら**どなたでも**加入できます。

万々に備えて労災保険に加入しましょう

～JAグループ鹿児島 秋の農作業安全月間～

9月・10月はJAグループ鹿児島「秋の農作業安全月間」です。労働者だけでなく、事業主や役員、家族従事者も労災保険に加入することができます。

補償内容の一例

療養(補償)
給付

●農作業(仕事)によるケガや病気を病院等で治療する場合
→必要な治療が「**治るまで**」無料で受けられます。

休業(補償)
給付

●農作業(仕事)によるケガや病気の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合→**休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%**が「**休業の状態が続く限り**」(医師の証明が必要)支給されます。

障害(補償)
給付

●農作業(仕事)によるケガが治った後に障害等級に該当する障害が残った場合
→**障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。**



お問い合わせはお近くのJAへ 鹿児島県農協労働保険事務組合



射手座
11/23
～12/21

【全体運】交友関係が活性化。一緒に頑張れる仲間が見つかりそう。セミナーや趣味の集まりへの参加も吉。落とし物には注意
【健康運】運動不足にならないよう小まめに体を動かして
【幸運を呼ぶ食べ物】シメジ

JA たねや
2024・10

10